

議長定例記者会見 会見録

日時：令和4年11月28日 10時30分～

場所：全員協議会室

1 冒頭の挨拶

2 質疑項目

三重県議会議員の政治倫理に関する条例の改正について

みえ現場で県議会を実施しての所感について

県民の声の取り扱いについて

「あなたが選ぶ！三重県議会の活動ベスト10」について

知事公舎の在り方について

1 冒頭の挨拶

（議長）それでは皆さんおはようございます。今日もどうぞよろしくお願い申し上げます。ただいまから11月の議長定例記者会見を始めさせていただきます。本日発表事項はございませんが、先日、11月21日から始まった11月定例月会議について、少し述べさせていただきます。11月定例月会議は、令和5年度の当初予算の編成に向けた審議が始まってまいります。21日の全員協議会では令和5年度の組織改編についても示されました。9月定例月会議で可決した「強じんな美し国ビジョンみえ」で示された基本理念の実現に向け、本格的に動き出すための準備になりますので、議会に対してしっかりと説明をしていただき、議会もそれに応じて、しっかりと審議をしていきたいと考えております。最後に、報道機関の皆さんにお願いが1点ございます。今年も一年間の議会の主な活動を振り返る「あなたが選ぶ！三重県議会の活動ベスト10」の投票が、11月10日から始まっております。投票期間は12月9日までとなっておりますので、報道機関の皆さまにおかれましては、より多くの県民の方々に投票していただけるよう、PR等ご協力をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

2 質疑応答

三重県議会議員の政治倫理に関する条例の改正について

（質問）幹事社から冒頭に質問させていただきます。一つは、11月定例月会議なんですけれども、政治倫理条例の改正案を議員提案されましたけれども、

今回、人権侵害行為の禁止規定も盛り込まれて、これは全国の同様の条例の中でも初めてではないかということなんですけれども、一方で、これが議会に必要なんだというのが恥ずかしいって声も内外にはなくはないと聞きます。改めてですが、議長、副議長からご覧になって、今回の条例案なんですけれども、なぜ必要なのか、今回の中身をどう受け止めておられるか改めてお伺いしてもよろしいでしょうか。

(議長)今回上程をされております政治倫理条例改正についてでございますけれども、条例改正案は、昨年度のSNS上での事案を発端にしまして、人権侵害行為を明記するなどの改正内容になっております。今後、三重県議会としては、改正される条例のもとで、議員の責務をしっかりと果たして、議員一人一人の更なる意識高揚を図っていかなければならないと、強く思っております、そうした意味からいきますと、この条例改正というのは、時を得た改正になるんではないかと思っております。

(質問)これが必要なのが逆にちょっと恥ずかしいのではないかって声に対してはどう思われますか。

(議長)恥ずかしいという、そういう見方もあるのですかね。とにかく議員自らそれぞれが、先ほど申し上げたように、十分襟を正して、県民の代表であるという自覚を十分持って議会活動をしていくための一つの試金石になるのかなと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

(質問)副議長、どうでしょうか。

(副議長)今議長おっしゃられたように、明文化をして、我々としてはこう対応していきますよという、ある意味仕組みを明確にしたということだと理解をいたしております。

みえ現場de県議会を実施しての所感について

(質問)先週、みえ現場de県議会が大台町で行われたと思うんですけれども、今回県も大きな重要課題に掲げている人口減少対策がテーマになったということなんですけれども、これで得られた知見であったりとか成果といいますか、その辺は何かございますでしょうか。

(議長)みえ現場de県議会を担当していただいたのは副議長でございますので、副議長からお答えさせていただきます。

(副議長) 17日に、みえ現場de県議会をグリーンプラザおおだいでやらさせていただきました。今回は、事前にもお話しさせていただいたように、人口減少対策、移住による地域おこし、そういうところをテーマにやらさせていただきました。実際に移住対策や地域おこし等の活動をやっている町の職員、あるいは民間で現実的に移住をしていただいた方に、6名ほど参加をいただいて、話し合いをさせていただきました。たくさんの意見が出まして、私ども広聴広報会議委員からも質問が出て、そして実際に皆さん、やっただいての方からお話をお伺いをしたということでございまして、移住をしたその中には、移住する理由の中に、住む場所が非常にうまくやられてたというので、その方は移住が非常にしやすかったというようなご意見もありましたし、あるいは昴学園、全寮制で、いろんな仕組みを作っただきながら他県から来ていただく、あるいは国内の留学制度、これ国と一体になってやっただいてる事業らしいんですが、昴学園の学生さんが他校へ一年間、いわゆる大台、あの地域のことをたくさんの方に知っただきながら、そしてできれば移住をしていただく方が増えていくというような仕組みをいろいろやっただきいただいております。中には村おこしということで16年間ずっと活動を続けていただいた組織の代表の方がいらっして、それぞれ課題を持ちながらいろいろ活動されてきたという話を私ども議員が直接お聞かせいただいて、その中で議会として対応していく、あるいは執行部に対して提案をしていくようなことも多々あったように私は思っておりますし、当然参加いただいた議員の皆さんが、この後、常任委員会の中でその意見を反映をさせていく、執行部に対して提案をしていくという話に繋がっていくと思っておりますし、当然内容は取りまとめて公表させていただいて、議員全員の共有をさせていきたいと思っております。非常によかったと、トータルとして、私にとっては非常に新鮮な意見をたくさんお聞かせいただいたと思っております。

(質問) 例えば県とか執行部とか議会に、具体的に移住対策で、もうちょっとこういうことをして欲しいんだとか、挙げられた課題とか要望で特に印象に残ってらっしゃるものがありましたら、お願いできますか。

(副議長) 先ほど、こっちに移住をするときに、住まいが非常にうまくいったという意見がありましたので、いわゆる空き家をもっと活用したような形で、そういう仕組みはやっぱり県もバックアップしながら、市町でそういう仕組みを作っただきというのはいいんかなと思いましたが、これは参加していただいた広聴広報会議委員、そしてその取りまとめの内容を聞いていただいた、あるいは見ていただいた方が、それぞれの議員の立場で対応していただき

たいなと思っております。

県民の声の取り扱いについて

(質問) 小林貴虎県議のSNSの投稿問題についてなんですが、県に寄せられた県民の声の中で、小林議員の言動とか、県議の対応が批判が多いと聞いてはいるんですけど、前回の会見で、議長が、事務局が内容を精査していて議長に届いていないので、今後、正副議長で検討するとお答えいただいたと思うんですが、その内容を精査した結果、県民からの批判の声をどのように受け止めて、県議会にどう生かしていくべきと考えておられるかという点と、また今回県に寄せられた県民の声が、県議会議員に共有されていないという理由をお聞かせください。

(議長) 今ご質問のありました件につきましては、前回の記者会見の時にそういう話が出ましたんですが、あの時点では、我々は十分、県民の声がどのような形で何通、また、どのような内容できているのか把握しておりませんでした。それを今、事務局から、正副議長には中身について提示をしていただいております。いろんな考え方の下に発言をされている方がたくさんございまして、確かに批判の声も非常に多く出ておりまして、これを県議会でするかっていうことまでまだ議論はしておりませんが、今の政治倫理条例も今度可決をされますので、それをもとに、また機会があれば、政治倫理条例にのっとり、議員の活動というものはどうあるべきですよということを、随時、議長なり、そういう立場にある者から発言をして、繰り返して、認識をその都度その都度持っていくという、そんな体制も必要ではないかなと思っておりますので、条例が完成したからそれで終わりではなしに、機会あるごとに、政治倫理条例の中身の確認といえますか、それぞれがしっかりとそれを自分の中に落とし込むということを確認するために、勉強会でもやっていきたいなと思います。

(質問) 県議会議員に共有されていない理由というのは、条例ということなんですか。

(事務局) 説明させていただきますけれども、県民の皆さんから、日々さまざまな議会に対するご意見をいただいております。その中で議会活動に今後、生かしていく声とか、議員個人に対する批判なり、そういうご意見、さまざまございます。その中で、小林貴虎議員への批判の声、今回の案件につきましては何十件とありましたけれども、これまで一般的に、議員個人に対する批判の意見につきましては、事実関係の確認というのがなかなかできないということもありまして、議員個人にはお渡しをいたしますけれども、県議会全体というこ

とで共有するという事はしてございませんので、今回そのような形で対応させていただきます。

(質問) 今回の件が初めてということではないということなんですか、その個人に対しての。

(事務局) さまざまなご意見、今回の案件に限らず、いただいておりますけれども、それに対する対応については、これまでも同様に対応させていただきます。

(質問) 情報公開を請求しないと、個人への批判というのは取れないという形式なんですか。

(事務局) 先ほども申し上げましたけれども、事実に基づいているものかどうかというのを確認できないまま共有することは、かえってその議員に対する対応として不適切なものになってしまう可能性もございますので、そのように対応させていただきます。

(質問) 議長、さっき、機会があればという感じの、言葉尻を取ってしまっただけなんですけど、そういうご発言なさいましたが、どういう機会があればそういう対応をしていかれるんですか。

(議長) だから政治倫理条例の改正が行われますので、それを改正したから終わりではなしに、議長が変わったときとか、定例会議が始まる時とか、そういう時に、皆が忘れてるんじゃないにもう一度思い出せるような、そんな方法を考えてもらいたいなと思っています。

(質問) 条例ができてから今後考えていくということですか。

(議長) はい。条例が改正されれば、それをまた機会があるごとにと今申し上げましたけども、例えば議長が新しく就任した時に、もう一度それを確認するとか、そういう方法をとっていただけるとなっています。

(質問) そういった引き継ぎをしながら、条例に基づいてやっていくということですね。ありがとうございます。

○「あなたが選ぶ！三重県議会の活動ベスト10」について

(質問) 活動ベスト10は、うちも書いてるんですけど、どういうものを選ぶ

という、選んでもらうという認識ですかね、この項目の中から。例えば印象的だと思ったことを選んでもらうのか、良いと思った取り組みを選んでもらうのか。あなたが選ぶって書いてあるんですけど、どういう観点で選んだらいいのっていったら、実はずっとよく分からずに。

(議長) 議会の活動のベスト10でございますので、ベスト10ということは良いという意味なんですけど、良い活動を行ったものを、県民の皆さん方にも共有してもらえたらなという思いがございまして、今年一年間、活動してきた中で、議会が県民の皆さん方に対して前向きにやってきたという取り組みをこの中に挙げさせていただいて、この中から選んでもらうという格好にしておりますので、ご理解ください。

(質問) 良いと思う取り組みを選べばいいわけですね。例えば10月の議員のSNS上での書き込みに関する正副議長声明を公表ということですけども、これも、SNS上での書き込みということに対してどうっていうよりかは、正副議長声明を公表したことを良いと思う人は、それに投票すればいいということですか。

(議長) そういうことです。

○知事公舎の在り方について

(質問) 話題が変わるんですけども、今、知事の公舎の在り方を巡って、執行部で有識者の検討会が続いています。第2回が29日、明日あるんですけども、今の知事公舎というのはこの場所からもそれほど離れてないところであって、防災などの点からもすぐに駆けつけられるですとか、あるいは応接のスペースがあるですとか、一定の機能を果たして40年以上存在してきたものだと思います。今、それについて老朽化が進んでいるということで存廃の議論が執行部であるわけですけども、議長としては知事公舎の在り方について、場所であるとか機能であるとか、どのようなものが望ましいというご見解を持っているか、教えていただけないでしょうか。

(議長) 私は知事公舎へ行ったことがありませんので、中身、いわゆる住んでみえる環境、そしてまた住宅の状況を十分把握しておりませんので、想像の部分も含めて申し上げることになると思いますけれども、知事が公務を執行されていく中で、場所的には県庁に程良い距離といたしますが、歩いても通勤できる圏内にありますので、そしてまた高台ですから、津波だとか大きな災害にもかなり強固に安全な対策が取れる場所でもあると思っています。そういう意味か

らいきますと、場所は今の場所が最適な場所ではないかなと思いますし、警備上もあの場所なら警備もしやすいのではないかなと理解もしております。建物については、聞いております範囲内ではかなり経過年数も経っておりまして、非常に湿気っていうんですか、裏が山だそうでございますので、環境状況あんまり良くないということですので、その辺もきちっと整備をされて新しいものに作り替えていきたいというお話でございますので、私個人としても、それは必要範囲内の経費でやっていただけるものと思っていますので、いいのかなと思っています。

(質問) 一方で、あそこの場所は知事の住まいだけではなくて、公邸の部分でさまざまな公務もする機能がある場所だと思うんですけども、前野議長はこれまで長年県議会議員を務めていらっしゃる間も含めて一度も行かれることはなかった、特にそういった必要がなかったということなわけですね。

(議長) 他の議員が行かれているかどうか私は確認をしておりませんし、存じておりませんが、少なくとも私はあの公舎に出入りしたことは一度もございません。ですから、中身のこともよく分からないというのが現状です。

(質問) あまり議員たちにとっても、公務の部分で知事公舎に行くという必要性が逆に言うとあまりないということなんでしょうかね。そこはいかがでしょうか。

(議長) 私的な用事で行かれる場合はあるかも知りませんが、公的な話で議論する時には県庁でやれるわけですから、なかなか住宅まで、公舎まで伺って、あんまり話をするという事は議員としてはないんじゃないかなと思っています。

(質問) ありがとうございます。

(議長) ありがとうございます。

(以 上) 10時53分 終了